

一般社団法人奈良県助産師会ホームページ運用規約

(総則)

第1条

1. 一般社団法人奈良県助産師会(以下本会とする)は、ホームページの運用に関して本規約を設ける。
2. 「一般社団法人奈良県助産師会ホームページ」とは、<https://jyosansinara.com> をトップページとするウェブサイトをいう。

第2条

1. 会長、または会長不在時は副会長が、ホームページの運営を統括する。
2. 広報委員会はホームページの円滑な運用を図るため、これを運営する。
3. 会長はホームページの編集業務を一部、各委員会に委託できる。
4. 編集業務を委託する委員会・係は会長が選定する。

(目的)

第3条 本会の活動の広報、情報発信、および会員への情報提供を目的とする。

(編集)

第4条 掲載する内容について「著作権法」等の法令及び当会の定める「個人情報保護規定」等の諸規定に照らし、掲載の可否を判断しなければならない。編集担当者は IT リテラシーに関する講習を受けるものとする。

1. ページを作成または削除する場合は単独で行わず、担当する委員会・係内で内容を検討し、本規約を順守した上で発信を行う。
2. 担当する委員会・係は、更新と同時に役員に報告し、役員は更新内容を確認する。

(禁止事項)

第5条 以下のものは投稿を禁止する。

1. 公序良俗に反する内容、他者を不愉快にする内容
2. 誹謗中傷や差別的発言
3. 著作権、商標権、肖像権等の法令に定める権利の侵害にあたるもの
4. 個人情報が特定できる情報
5. 撮影禁止場面での撮影映像
 - ・ 多人数が映り込んでいる写真を使用する際は、一人一人の掲載許可をとる。
 - ・ 第三者のコンテンツを利用する場合は利用許可を取り、権利所在者を明らかにする。
 - ・ 製品や社名を表示するときは正式名称を表示する。
 - ・ 真実に基づいた情報を発信し、憶測での記載はしない。

(投稿における留意点)

第6条 以下のことに留意して投稿を行う。

1. 公開した情報や発言は削除しても完全に取り消すことはできないことを念頭に置き発信する。
2. 投稿する前に委員会、チーム内で検討及びダブルチェックを行い、単独で判断した内容を投稿しない。
3. 発信してよいか悩んだ場合は、会長・副会長に判断を仰ぐ。
4. 公私混同しない。
5. 場所の特定に当たらないよう必要時は位置情報を消したうえ、ぼかし加工などを入れる。

(情報の修正、削除)

第7条

1. 役員は掲載された内容が前条の規定に照らし掲載が不適切であると判断した場合、担当の委員会・係に掲載内容の修正または削除を指示することができる。
2. 指示に従わない場合、役員は当該掲載内容を削除することができる。
3. 不適切と判断された記事はその内容を会として保存してから削除し、その後掲載の経緯や再掲載の可否について速やかに審議する。

(苦情などのトラブルが生じた時の対応)

第8条

1. 会員から不適切な情報の削除要請があった場合、広報委員会が対応するものとする。
2. 広報委員会は担当の委員会・係に修正または削除を要請する。
3. 不適切と判断された記事はその内容を会として保存してから削除し、その後掲載の経緯や再掲載の可否について速やかに審議する。
4. ホームページの投稿で炎上などのトラブルが生じた時は、広報委員会・安全対策委員会及び担当委員会、係で速やかに審議を行い、謝罪や訂正などの対応をする。

(免責事項)

第9条 スマートフォンやパソコンの紛失、盗難においての情報流失について、本会は免責とする。

(改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規約は、令和2年11月20日から施行する。